

別記様式

公認会計士共同事務所報告書
(平成 年4月1日から平成 年3月31日まで)

日本公認会計士協会 殿

平成 年 月 日提出

公認会計士

氏名

一. 事務所の概況

1. 事務所

ふりがな 事務所名	所在地 TEL/FAX	設置年月日	備考
(主)	TEL / FAX		
(従)	TEL / FAX		
総事務所数： 所			

2. 事務所の構成

事務所名	構成する公認 会計士数	職員数			計
		公認 会計士	公認会計 士試験合 格者等	その他の事 務職員等	
(主)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人
(従)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人
計	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人

3. 構成する公認会計士及び職員の概況

構成する公認会計士

氏名	登録番号	生年月日	主として執務 する事務所名	備考
----	------	------	------------------	----

職員の氏名

氏名	資格	常駐する場合 その常駐先	備考

4. 構成員間の規約について

当共同事務所の規約については、平成 年 月 日最終改訂されており、当事業年度における変更はありません。

二. 業務の概要

1. 監査証明業務

事務所名	被監査会社等数							計
	金商法・ 会社法 監査	金商法 監査	会社法 監査	学校法 人監査	労働組 合監査	その他 の法定 監査	その他 の任意 監査	
(主)	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社
(従)	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社
計	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社 ()	社

2. 被監査会社の内訳

大会社等

監査区分	被監査会社の名称	担当構成員名	共同監査人	備考
金商法・会社法監査 計 社				
金商法監査 計 社				
会社法監査 計 社				

その他の法定監査 計 社				
合 計 社				

その他の会社等

	被監査会社の名称	担当構成員名	共同監査人	備考
金商法・会社法監査 計 社				
金商法監査 計 社				
会社法監査 計 社				
学校法人監査 計 社				
労働組合監査 計 社				
その他の法定監査 計 社				
その他の任意監査 計 社				

三. 監査法人への移行の検討状況（構成員が5名以上の場合）

--

（記載上の注意）

一. 事務所の概況

1. 事務所

- a 備考欄には、当該事務所を統括する者の氏名を記載すること。
- b 従たる共同事務所が複数ある場合には、各事務所について記載すること。
- c 事業年度中に新設した場合、廃止した場合にはその旨備考欄に記載すること。

2. 事務所の構成

- a 当事業年度末現在の状況について記載すること。
- b 非常勤の者がいる場合には、（ ）外書きすること。

- c 従たる共同事務所が複数ある場合には、各事務所について記載すること。
3. 構成する公認会計士及び職員の概況
- a 事業年度末現在で作成し、構成員が主として執行する場合、又は職員が共同事務所に常駐する場合、その常駐先を記載すること。
 - b 提出日現在までの間に異動等があった場合には、その旨備考欄に記載すること。
 - c 職員が公認会計士等（公認会計士、会計士補、公認会計士試験合格者等）であるには、その旨資格欄に記載すること。
4. 構成員間の規約について
- a 規約が改定されている場合には、その旨を記載する。
（ア）記載例：「当公認会計士共同事務所の規約は、平成 年 月 日に最終改訂を実施しております。」
なお、規約を改定した場合には、速やかにその旨を届け出ることが必要です。

二. 業務の概要

1. 監査証明業務

- a 事業年度末現在の被監査会社数を記載すること。
- b 各監査契約の種類別に大会社等の数を内書きすること。
- c 従たる共同事務所が複数ある場合には、各事務所について記載すること。

2. 被監査会社の内訳

- a 監査証明業務の根拠となる法令の区分ごとに記載すること。なお、「大会社等」と「その他の会社等」に区分して、記載すること。なお、大会社等とは、公認会計士法第 24 条の 2 に規定する「大会社等」をいう。
- b この様式において
 - 1. 「金商法・会社法監査」とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）及び会社法に基づく監査をいう。
 - 2. 「金商法監査」とは、金商法に基づく監査で、金商法・会社法監査以外のものをいう。
 - 3. 「会社法監査」とは、会社法第 396 条第 1 項に基づく監査で、金商法・会社法監査以外のものをいう。
 - 4. 「学校法人監査」とは、私立学校振興助成法に基づく監査をいう。
 - 5. 「労働組合監査」とは、労働組合法に基づく監査をいう。
 - 6. 「その他の法定監査」とは、法律に基づく監査のうち、1 から 5 までに含まれない監査をいう。
 - 7. 「その他の任意監査」とは、法律に基づかない監査をいう。
- c 当事業年度中において新たに監査契約を締結した会社については、備考欄に「新規」と記載すること。当事業年度内において監査契約を解除した会社に

については、備考欄に「解除」と記載すること。

三. 監査法人への移行の検討状況

構成員が5名以上の場合には、第5条に従い、監査法人への移行を検討し、その検討状況を記載する。